

# 平成26年度第3回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要（制度見直し検討第1回目）

日 時：平成26年10月18日（土）  
午後2時00分～午後5時00分  
場 所：市役所新館6階第1会議室

出席者：審査委員 檜垣委員長、清藤委員、齋藤(秀)委員、西川委員、高森委員、木田(直)委員、  
木田(多)委員、工藤委員、宮川委員、長内委員、小林委員  
※4名欠席（島委員、鴻野委員、齋藤(き)委員、小友委員）  
事務局 市民協働政策課 大澤課長、三上課長補佐、白戸主幹、櫻庭係長、  
對馬主査、阿保主事、斎藤主事、成田主事

## 1 制度内容の見直しについて

制度内容の修正点・改善点等について

※事前に審査委員から制度見直しに向けた提案・改善点等を募り、事務局からの提案と合わせて審議。

### 【申請書類の様式変更等について】

提案1：弘前市経営計画に基づき、まちづくり1%システム審査委員会が中心となったPDCAサイクルによるマネジメントシステムを運用するため、次のような理由から様式を変更してはどうか。

- ①継続申請の事業について、前年度の参加人数と補助金の交付確定額の内容を追加することにより、申請時との数値を比較し、選定時の参考とすることができる。(PLAN)
- ②実施事業について、目的の達成と補助金からの自立に向けた計画や取り組み内容を記入する項目を追加することにより、次年度以降の補助金の必要性について判断することができる。(CHECK)
- ③実施事業について、事業に対する要望を記入する項目を追加することにより、参加者の声も活かした改善につなげてもらうことができる。(ACT)

〈改正様式〉

- ・様式第2号 事業企画書 (No.1) … 昨年度の参加人数の欄追加
- ・様式第3号 収支予算書 … 昨年度の補助金交付確定額の欄追加
- ・様式第7号 事業報告書 (No.2) … 事業に対する要望の内容を追加  
自立に向けた計画の内容を追加  
目的の達成の内容を追加

(主な意見)

- ・特に申請する側にとって、大きな負担にはならないように感じたし、審査する側としては、書いてある方が助かると思う。
  - ・継続申請の事業は、追加の項目を手掛かりに、発展性などを考えてもらうきっかけになるのではないか。
  - ・白い部分に書くより、記入をするポイントがあったほうが書きやすくなると思う。
- ⇒ 提案のとおり決定。

提案2：予算の支出先と団体の構成員との関係性を判断するため、町会が申請する場合の団体名簿の省略を廃止してはどうか。

(主な意見)

- ・団体名簿と提出されている見積書などを見比べる作業もしているため、添付してもら

ったほうが、いろんな方向性で考えることができる。

- ・町会の場合であっても、利益供与になり得る可能性も当然あるため、そういったことに対応するためには、団体名簿は提出してもらったほうがいい。
  - ・町会からの申請の場合は、町会長だけの判断なのか、町会全体としての判断なのかという部分が、現状の書類からは判断がしづらい。役員名簿を提出するという事は、役員も了承していることが前提になっていると思うため、実際に活動する町会役員などの名簿を提出していただきたい。
- ⇒ 提案のとおり決定。

### 【プレゼンテーション用の発表資料について】

提案3：プレゼンテーションの際に、簡単なレジュメ等があれば事業内容について具体的なイメージを抱きやすいと思われるため、事業企画書等の申請書類に記載のない情報などをまとめた資料を作成してもらってはどうか。

(主な意見)

- ・プレゼンテーションの場では、自分の節回しでないと話せない人もいるだろうし、要点を資料で示すことはなかなか難しいと思う。
- ・プレゼンテーションでの短い時間をより有効に使うためには、申請書の内容を話すよりも、申請書に書かれていないことを伝えてもらうほうが、納得できていなかったことも納得でき、審査が変わることもある。
- ・審査委員会は、プレゼンテーションの場で団体の想いを100%くみ取り、文字だけでは足りない部分もできるだけくみ取りたいと思っているので、団体が、いかに審査委員の心を捉えながらプレゼンテーションをしてくれるかが非常に大切なことだと思う。
- ・プレゼンテーションの場がもっとおもしろくなるといい。それが一番の大事なポイントだと思う。

⇒ 新たな書類等の作成は、団体の負担となることも考えられるため、提案は見送る。  
※補足：審査委員会では、申請団体の気持ちをできるだけくみ取りたいと思っていること、審査会の場でそのような状況を作りたいと思っていることを、申請ガイドブックに追加する。

### 【不採択団体への対応について】

提案4：採択基準ギリギリで不採択になった事業について、修正を加えてもらい、もう一度審査できるような敗者復活の機会を与えてはどうか。

提案5：評価点数が59.0点～59.9点で、公益性と費用の妥当性の項目の評価点数が6点を下回らない場合、予算の組み方や事業内容の修正が可能であれば、修正後に再度申請することで採択とする特例を設けてはどうか。

(主な意見)

- ・復活の機会を設けるとなると、通常審査会と同じように、改めて審査の場を設けなければ不公平になる。再審査というよりも、次の事業募集時期に再度申請してもらおう対応でいいのではないか。
- ・ギリギリ60点で採択されても補助金がもらえるという気持ちでは、事業を実施する熱意がないと思う。
- ・例えば58.9点とほどこが違うかを考えていくと、敗者復活とする点数の境目がだんだん下がり、キリがないと思う。

⇒ 提案は見送る。

提案6：次回の採択に向けた勉強会などのアフターフォローを実施してはどうか。

(主な意見)

- ・過去にフォローアップを3日間やったが、よかったかどうかは気になり、公開で委員

の審査のやりとりを見てもらい、審査委員が何を気にしているか、事業内容に何が足りないかというようなことをすべて見てもらうというフォローアップを兼ねた現在の方法に改善している。

- ・プレゼンに来る前の方が重要だと思う。事前にフォローをしたほうが、結果的に不採択になるかもしれない事業でも、不採択にならなくて済むかもしれない。
  - ・ある程度のサポーターが自主的に出てくるということに、そろそろ期待したい。
- ⇒ 提案は見送る。

※補足：審査委員会は、今までどおり審査をしっかりと行い、事務局でも不採択団体のフォローをする。審査委員会としては、採択団体の中から、申請に不慣れな団体のサポートをしてくれる人が出てくるなど、団体同士でのネットワークが形成されていくことを期待する。

## 【実施事業の評価等について】

提案7：事業成果発表後に、ワークショップ形式（意見のまとめや準備などは大学生等が補助）で参加者同士が事業成果を可視化し、幅広い立場の人達で共有してはどうか。

（主な意見）

- ・事業成果発表会には毎回参加しているが、審査委員の出席率もそんなに高くないことを考えると、広く市民を対象にワークショップを行うとしても、どのくらいの関心があるか懐疑的な部分もある。
  - ・ワークショップ形式で事業成果を可視化することについてはとてもよいと思うが、時間とエネルギーがものすごくかかりそうなので、実現が難しい感じがする。
  - ・学生さんが関わるところにはすごく魅力がある。
- ⇒ 提案は見送る。

提案8：実績報告書だけではわからない部分があるため、審査の価値観を共有している人として、審査委員のOBなどを評価員に選任し、審査項目になったチェックリストを基に、現場を見ながら事業実施の評価(CHECK)を行ってはどうか。

（主な意見）

- ・それぞれの地域のこと、申請者ごとに課題が違うことが1%システムのいちばんの魅力であり、事業の内容ごとにきちんと評価できるかが大事だと思うため、一定の基準で評価をすることは危険ではないか。
- ・団体の自己評価を良しとせず、委員がさらにチェックしましょうというようなニュアンスがあるのであれば、審査委員だけの問題では無く、もう少し専門的な目と一緒に評価するべきだと思う。
- ・審査委員のOBの人たちが、評価する側と表現する側の二手に分かれて、審査に関わった人が、みんなに伝えていくという形をとりながら、行政で行っている仕組み（地域ごとに市の職員を派遣）と連動していくことができれば、もっと広がりができ、役所に頼っておけばいいという考え方から、自分達でなんとかしようという考え方をする市民がより増えると思う。
- ・事業がそこで上手くいったというだけでとどまらなくて、他にも課題があるのであれば、実施団体だけでやるのではなく、行政として取り組んでいこうというような展開が、今までにもいくつかはあったので、単なる評価というよりは、そういったことにつながるような評価表を作成できるレベルにまでなっていけばいいと思う。

⇒ 提案は見送る。

※補足：評価は、事業を事務的に数値などで評価するだけではなく、事業をどう広げることができるかなど、次へつなげるためのアドバイザー的（専門的な目）な要素が必要である。評価を審査委員会でやるべきかどうかの結論は出せないが、実施事業を広げていく方法を探ることは課題としてある。

## 【その他】

提案9：積極的に活動する市民が、何を目指して活動しているかという部分を共有するため、これまで事業を実施した団体や、これから応募を検討している団体等を含めて、ワークショップを開催してはどうか。

(主な意見)

- ・いちばん必要と思われる応募書類の作成に対する手助けが必要だと思っている年代の方にとって、ワークショップとなると、よくわからないところから始まり、自分達には関係のないことだと思ってしまうかもしれない。
  - ・市民活動にはこういう意味がある、こういう価値があるというところからスタートしてもらうためには、入口の部分でワークショップを行うという方法もあると思う。
  - ・入口の部分としては、審査会を見てもらう方法もあると思う。
- ⇒ 提案は見送る。

提案10：団体同士の交流や、1%システム審査委員会委員などの交流を図るため、まちづくり交流会を開催してはどうか。

(主な意見)

- ・審査を行うに当たり、委員同士での馴れ合いを避けるため、過去に交流会が流れたことがある。
- ・メーリングリストを作成したり、懇親会を行うことでさらに一体感が増すと、短い時間で審査が終わるかもしれないし、もっと違った議論が出てくるかもしれない。

提案11：実施事業の情報を共有するため、事業の開催日時等を審査委員へ情報提供し、審査委員等の参加につなげてはどうか。

(主な意見)

- ・事業の実施日について、メールで連絡してもらえるといい。
- ・実施事業の状況を各委員が知ることが、結果的に評価になると思う。

⇒ 提案は見送る。(提案10.11)

※補足：事務局が現地で確認した実施事業の状況を、審査委員へメールでお知らせすることで、実施事業の状況を共有する。

提案12：公開審査の有効性を活かすため、審査会に参加した団体や傍聴者等に対して、アンケート等を行ってはどうか。

(主な意見)

- ・意見をもらうことはあってもいいと思うが、どのような意見が必要かなど、アンケート内容の検討が必要だと思う。

⇒ 提案は見送る。

提案13：学生目線で相談に乗ることができる立場として、学生である審査委員が相談を行ってはどうか。

(主な意見)

- ・審査委員は、審査会の場で申請団体を応援しながら、質疑応答によって採択できるように、意見を引っ張ってあげる方がいいと思う。
- ・過去に1%システムを活用したことのある学生達が、自発的に相談や助言をしてくれるような動きが出てくればいいと思う。

⇒ 提案は見送る。

※補足：市役所から大学側に、学生向けの相談会の機会を作って欲しいなどの働きかけをするなど、若い人たちを近づけていくことは必要である。審査委員個人が相談を受けることは、審査に影響するため行わない方がいい。

提案 14：学生の活動支援は「学都弘前学生地域活動支援事業費補助金」だけだと思われているため、まちづくり 1%システム申請ガイドブックに掲載されている市民活動団体の主体として、「学生」を追加してはどうか。

(主な意見)

- ・学生が何かするための助成金ということではなく、学生が弘前のまちづくりをするため、何かするためということであれば、門戸は開かれているし、どんどん活用していただきたい。

⇒ **提案のとおり決定。**

# 平成26年度第4回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要（制度見直し検討第2回目）

日 時：平成26年11月15日（土）  
午後2時00分～午後5時00分  
場 所：市役所新館6階第1会議室

出席者：審査委員 檜委員長、鴻野委員、西川委員、高森委員、木田(直)委員、木田(多)委員、  
工藤委員、長内委員、小林委員  
※6名欠席（島委員、清藤委員、齋藤(秀)委員、齋藤(き)委員、小友委員、  
宮川委員）

事務局 市民協働政策課 大澤課長、三上課長補佐、白戸主幹、櫻庭係長、  
對馬主査、阿保主事、斎藤主事、成田主事

- 1 制度内容の見直しについて  
制度内容の修正点・改善点等について  
※前回会議からの継続審議

## 【市民参加型まちづくり1%システム実施要綱の改正について】

- 対象事業となる要件の改正（第3条第1項第4号）及び対象となる経費の整理（第4条）  
提案15：事業の実施時期によっては、申請時点で準備行為を進めている事例があるため、  
補助金の交付決定日より前に着手している事業も対象とするよう改正してはどうか。  
提案16：地方自治法第208条の規定(会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日  
に終わるものとする。)により、旧年度に着手した経費については補助金の対象となる  
経費に含めることができない。補助の対象となる期間は従前どおりであるため、提  
案15で交付決定日より前に着手している事業も対象とする場合に、規定の改正を要  
する。

(主な意見)

- ・第2次、第3次と、後半の募集時期になっていくと、事業に係る経費について、補助金の対象となる期間が短くなる。1次募集の場合、補助の対象となる期間が4月1日から翌年の3月31日までと長く、申請する側にとっては事業をやりやすいと思うので、そのことを申請する側に伝える必要があると思う。
- ・事業に係る経費が補助金の対象となる期間については、単年度主義だということを明確化する必要があると思う。このような部分を気にする団体や気にしない団体もいると思うので、窓口で申請を受けた時に確認することがいちばん重要だと思う。
- ・交付決定日前の行為に要する経費についての交付決定日前という表現が、交付決定日を含むのか含まないのかで紛らわしいと思う。

⇒ 提案のとおり決定。

※補足：主な意見を踏まえ、申請ガイドブック中、「補助の対象となる期間が長いほうが活動しやすいと思いますので、お早目の申請をお勧めいたします。」の文章を追加し、「交付決定日前」を「交付決定日より前」へ変更。

- 対象事業としない要件の改正（第3条第2項第4、5号及び第6号）

提案17：事業の内容によっては、1%システム以外にも、市の他の補助金制度の対象となる事例がある。現在の規定では、他の補助金制度を申請できる場合に、1%システムの対象事業とならないと捉えられる可能性があるため、他に申請できる補助金制度がある場合であっても、補助金の交付を受けない場合は、1%システムの対象事業とするよう改正してはどうか。

(主な意見)

- ・他の補助金に申請をしていて、交付されるかどうか分からない状態で1%システムに申請をするというパターンはあると思うので、「他の補助金の交付を受け、又は受ける見込みである」と改正したほうが、門戸を広くしている感じがする。
  - ・現在は事例がなくても、他の補助金とダブって交付を受けた場合は、申請団体に対しペナルティを課すような対応も必要になる。
- ⇒ 提案のとおり決定。

提案 18：市との共催事業については、市が主体的に実施すべき事業として位置付けられ、補助金を交付する要件に合致しないと考えられるため、市との共催事業については対象事業としないよう改正してはどうか。

(主な意見)

- ・世間一般的に使われている共催は、主催とほぼ同等の立場で実施され、事業に係る経費も市が負担するというのが一般の解釈なので、1%システムから発生した事業が市との共催事業に発展し、その段階で1%システムの補助金はもらいませんとすれば立派だと思う。
  - ・1%システムの補助金をもらいながらではなく、1%システムによって成長した団体が、市と共催することは当然あると思う。それ以前に、まだ発展途上のところで、市から共催してもらおうような、あるいは1%システム事業をやりながらということは無いと思う。
- ⇒ 提案のとおり決定。

【審査項目の修正について】

提案 19：5つの審査基準（公益性・必要性・実現性・将来性・費用の妥当性）について、それぞれ2つの細目で10項目あるが、細目が類似していると捉えられるものや、表現が伝わりにくいと感じられるものがあるため、次のように変更してはどうか。

	審査項目修正案	従前の審査項目
公益性	① 事業の効果が特定の者に限定されない	① 事業の効果が特定の者に限定されない
	② ひろく不特定かつ多数のための利益増進のものとなっている	② ひろく不特定かつ多数のための利益増進のものとなっている
	代替案	
	① (※公益性を1つの項目で配点を20点にする。) 社会公共的な利益増進になっている	/
② (※①は残し②の表現を変える。) 弘前市経営計画に基づく将来都市像の実現に向けて有効なものとなっている		
③ (※①は残し②の表現を変える。) まちづくりや地域づくりに貢献できる活動になっている		
必要性	③ 地域社会における課題を的確にとらえ対応している	③ 地域社会における課題を的確にとらえている
	④ 地域の状況や市民ニーズに即した対応をしている	④ 市民ニーズに対応する解決策として有効なものとなっている
実現性	⑤ 事業の計画が具体的で、実施手段や体制などが合理的である	⑤ 計画や予算が具体的で、事業の実施手段や体制などが合理的である
	⑥ 提案された事業が実現可能なものとなっている	⑥ 提案されている事業が実現可能なものとなっている
将来性	⑦ 事業効果が一過性ではなく、継続性(継続事業については発展性)が期待できる	⑦ 事業効果が一過性ではなく、継続性が期待できる
	⑧ 将来的に広く波及効果が期待できる	⑧ 将来的に広く波及効果が期待できる
費用の妥当性	⑨ 予算が具体的で、事業の内容・規模にあった予算になっている	⑨ 事業の内容・規模に合った予算になっている
	⑩ 市民の貴重な税金を使うことによる効果が認められる	⑩ 市民の貴重な税金を使うことによる効果が認められる
総合判断	代替案	
	⑩ 1%システムで取り上げる効果が認められる。	

(主な意見)

○公益性の考え方

- ・利益が特定の者のためにならないことは当たり前である。
- ・公益性が審査項目の中でいちばん重要である。

- ・1%システムがあることによって、弘前市がどう変わっていくかという部分、目指す地域像が明らかになれば公益性が見えてくるのではないかと。⇒市民活動の目的によって、必要性の部分のウエイトが変わる。
- ・準備に係るプロセスであったり、人の関わりであったりだとか、他の地域にも波及していく効果があるから公益性が高いという判断もする。
- ・事業そのものの必要性は事業ごとに検討しており、ある問題が取り上げられた際に、その種の課題解決が、他の分野や他の地域にも波及することもある。そのような共通性という意味で事業を捉えて、公共性を審査するという切り口もあると思う。
- ※「②ひろく不特定かつ多数のための利益増進のものとなっている」の判断は、必要性や将来性の項目も参考にしながら判断できるが、公共性や波及性のニュアンスが感じられる表現があるとなおいいのではないかと。

#### ○修正案に対する意見

- ・従前の審査項目①②は裏と表の関係で、特別違った点数になることはないので、代替案②の弘前市の将来都市像のような違った項目にすると、採点に差が出ておもしろいかもしれない。
  - ・町会で採択された事業で、弘前市全部の町会が取り組んでいいと思う事業も多いので、リードすべきような事業を上げやすく、それを公共というような呼び方をしてもいいのではないかと。発信する先が公共性を帯びているという見方で分けられると迷いが少なくなる。
  - ・公益性の中に波及性を加えてみてはどうか。
  - ・代替案①の場合、社会公共的な利益増進となると解釈が難しいと思う。
  - ・代替案①のように、1つの項目を20点満点にする案もあると思うが、2項目で配点を分けた方が採点に幅をもたせることができると思う。
  - ・公益性をひとつにしてしまうと、事業内容によっては採点が低くなるものが出てくると思う。できるだけ拾い上げるためには、点数が取れないリスクを分散することも方法だと思う。
  - ・代替案②の場合、市民に弘前市経営計画を参考にしてもらおうことはいいと思うが、審査項目になると、せつかくの市民の自由な発想を市の考えに誘導してしまう可能性があり、事業内容が狭まると思う。
  - ・代替案②の場合、弘前市将来都市像の実現に向けた内容は広い気がするし、なんでもありのような感じになってかえってわかりにくいと思う。
  - ・弘前市の目指すまちづくりの都市像として、申請された事業がどういう位置づけに捉えられるかということで、この項目はどこかにあってもいいと思う。⇒⑩に持つていく。必要性に入ってもいいと思う。
  - ・⑩の項目として、総合評価という項目を作るとか、弘前市の目指す将来都市像への貢献、あるいは1%システムを使う効果といった要素を取り込んだ内容にするという方法もあると思う。
- ⇒ 必要性③④、実現性⑤、将来性⑦、費用の妥当性⑨は提案のとおり決定  
公益性②、費用の妥当性⑩について、次回の会議で継続審議

#### 【審査採点について】

提案20：よりきめ細かい評価をしたいため、現行の3段階評価から区分を増やしてはどうか。

(主な意見)

- ・現行の10点、5点、0点では、その間の点数を点けたくてもできない。
  - ・間の配点が増えることにより、採点結果がおもしろくなると思う。
- ⇒ 10段階、6段階、4段階の案について、次回会議で継続審議



# 平成26年度第5回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要（制度見直し検討第3回目※次年度内容確定）

日 時：平成26年11月29日（土）  
午後2時00分～午後4時30分  
場 所：市役所本館2階特別会議室

出席者：審査委員 檜委員長、清藤委員、鴻野委員、齋藤(秀)委員、西川委員、小友委員、  
木田(多)委員、工藤委員、長内委員、小林委員  
※5名欠席（島委員、齋藤(き)委員、高森委員、木田(直)委員、宮川委員）  
事務局 市民協働政策課 大澤課長、三上課長補佐、櫻庭係長、對馬主査、  
阿保主事、齋藤主事、成田主事

## 1 制度内容の見直しについて 制度内容の修正点・改善案等について ※前回会議からの継続審議

### 【審査項目の修正について】

提案19：5つの審査基準（公益性・必要性・実現性・将来性・費用の妥当性）について、それぞれ2つの細目で10項目あるが、細目が類似していると捉えられるものや、表現が伝わりにくいと感じられるものがあるため、次のように変更してはどうか。  
※公益性②、費用の妥当性⑩について継続審議

	審査項目修正案	従前の審査項目
公益性	① 事業の効果が特定の者に限定されない	① 事業の効果が特定の者に限定されない
	② ひろく不特定かつ多数のための利益増進のものとなっている	② ひろく不特定かつ多数のための利益増進のものとなっている
	代替案	
	① (※公益性を1つの項目で配点を20点にする。) 社会公共的な利益増進になっている	/
	② 弘前市経営計画に基づく将来都市像の実現に向けて有効なものとなっている	
③ まちづくりや地域づくりに貢献できる活動になっている		
費用の妥当性	⑨ 予算が具体的で、事業の内容・規模にあった予算になっている	⑨ 事業の内容・規模に合った予算になっている
	⑩ 市民の貴重な税金を使うことによる効果が認められる	⑩ 市民の貴重な税金を使うことによる効果が認められる
総合判断	代替案	
	⑩ 1%システムで取り上げる効果が認められる。	

### (主な意見)

#### ○公益性②の代替案について

- ・審査の際にいつも悩んでいたのが公益性のところ、いちばん悩むのは町会関係の事業だが、ひろく不特定かつ多数と言っても町会の範囲でしかなく、町会の事業は全市民が対象になっていない。特定といえば特定になるが、公共と言えば公共なので、自分なりに理解して公共性として判断していた。代替案③の「まちづくりや地域づくりに貢献できる活動になっている」がなんとなくしっくりきて、かなり近い感じがする。
- ・ひろく不特定かつ多数の判断をするときには、波及するだろうという点を考える。実施された事業が、他の地域でもそんなやり方があるんだと参考にして変えていくであろうという点から考えると、特定少数ではなくて、不特定多数の方に行くと思う。
- ・実施された事業からの広がり、まさに波及効果が見えるものは、お祭りであろうと、

それを通して若い世代を巻き込んで、町会の活動が変わってくるかもしれないという可能性が見えれば迷わず○を付けることができるので、まちづくりや地域づくりという言葉がわかりやすく使いやすいと思う。

- ・代替案②の「貢献できる」という表現について、もっと砕いた言い方をすれば、まちづくりや地域づくりのための活動になっているとしたほうがわかりやすいと思う。そうすることで、町会の活動だけではなく、文化的な事業でも、弘前市のその地域のひとつの文化都市のための活動になっているという意味で、視点をもっと広く捉えれば、文章では狭いようでも、大きく対応していけるのではないかと思う。
- ・代替案①と②を一緒にして、「社会公共的なまちづくりや地域づくりのためのものになっている」としてはどうか。
- ・申請する時に「社会公共的なまちづくりや地域づくりのためのものになっている」という表現が入っていれば、単に町会の予算が無いから補助金が必要なんだという話ではなく、町会の改革に絡んでいき、そのことは自分達の町会だけの課題ではなく、弘前が持っている課題なんだという感覚を持てば、審査する側も審査しやすくなると思う。  
⇒ 公益性②「社会公共的なまちづくりや地域づくりのためのものになっている」に決定。

#### ○費用の妥当性⑩の代替案について

- ・代替案「⑩1%システムで取り上げる効果が認められる」の表現より、「市民の貴重な税金」のほうがインパクトはあると思う。1%は市民税の1%だという意味を込めているが、代替案であれば、1%の意味を説明しなければいけないため、従前の表現のほうがストレートでわかりやすい気がする。
- ・考え方は1%システムで取り上げる効果が認められるということで、代替案⑩はすごくスマートできれいだと思うが、「市民の貴重な税金」という言葉は、弘前市民の税金を使ってでもやっていい事業なのかという最後の念押し的な意味で使っていた。  
⇒ 提案は見送る。

#### 【審査採点について】

提案20：よりきめ細かい評価をしたいため、現行の3段階評価から区分を増やしてはどうか。

※事務局案として、「10点、8点、6点、4点、2点、0点」の6段階を提示し  
継続審議

(主な意見)

- ・6段階評価にすることで、迷いが少なくなり、結果がおもしろくなる感じがする。
- ・6段階評価になると、判断しきれなくなる感じがするので、今までどおりでいいと思う。
- ・1%システムという新しい制度が導入され今まできているので、細かいところまで見直しし、新しいことを取り入れて精度を高めていくべきだと思う。
- ・点数(評価)の表現については、10点は「高く評価できる」など、評価できるや評価するというような表現を6段階に点けることについては、事務局に一任する。  
⇒ 6段階に決定。

2 平成27年度の制度内容について

(1) 平成27年度 市民参加型まちづくり1%システム実施予定

	募集期間	事業の実施期間	審査会
1次募集	H27.1.7 ~ H27.2.6	H27.4.1 ~ H28.3.31	3月中旬から下旬
2次募集	H27.4.13~H27.5.12	H27.7.1 ~ H28.3.31	6月中旬から下旬
3次募集	H27.7.13~H27.8.12	H27.10.1~H28.3.31	9月中旬から下旬

(2) 審査項目と採点における配点の改正

- ・①～⑩の審査項目のうち、公益性②、必要性③④、実現性⑤、将来性⑦、費用の妥当性⑨を修正する。
- ・3段階評価の採点を6段階に変更する。

※審査項目は、市民活動団体が申請をする時に役立つものでなければいけないし、審査においても適切な事業が採択されなければいけないという委員会からの意見に基づき改正するもの。

【審査項目】

改正後		改正前
公益性	②社会公共的なまちづくりや地域づくりのためのものになっている	ひろく不特定多かつ多数のための利益増進のものとなっている
必要性	③地域社会における課題を的確にとらえ対応している	地域社会における課題を的確にとらえている
	④地域の状況や市民ニーズに即した対応をしている	市民ニーズに対応する解決策として有効なものとなっている
実現性	⑤事業の計画が具体的で、実施手段や体制などが合理的である	計画や予算が具体的で、事業の実施手段や体制などが合理的である
将来性	⑦事業効果が一過性ではなく、継続性（継続事業については発展性）が期待できる	事業効果が一過性ではなく、継続性が期待できる
費用の妥当性	⑨予算が具体的で、事業の内容・規模に合った予算になっている	事業の内容・規模に合った予算になっている

【配点】

改正後	改正前
10点 高く評価できる	10点 審査項目に合致している
8点 「高く評価できる」と「普通」の間の評価	
6点 普通	5点 やや、審査項目に合致していない部分がある
4点 「普通」と「あまり評価できない」の間の評価	0点 審査項目に合致していない
2点 あまり評価できない	
0点 評価できない	

(3) まちづくり1%システム実施要綱の改正

【改正条項】

第3条第1項第4号

(4) ~~補助金の交付決定後に行われる事業であって、当該補助金の交付決定の日が属する年度内に完了する事業であること。~~

第3条2項第4号及び第5号

(4) 補助金の交付を受けようとする年度において、市の他の補助金又は国・県若しくはその

他の機関からの補助金の対象となる交付を受け、又は受ける見込みである事業

~~(5) 補助金の交付を受けようとする年度において、国、県及びその他の機関から補助金を受けている事業~~

### 第3条2項第5号

(5) 当市との共催による事業

**第4条** 弘前市市民参加型まちづくり1%システムの対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業を実施するために必要な経費（補助金の交付決定日前の行為に要する経費は除く。）であって、別表に定める項目のとおりとする。

**【改正様式】** … 様式第2号 事業企画書（No. 1）、様式第3号 収支予算書

(4) 申請書類の様式変更

- ・ 様式第2号事業企画書 … 昨年度の参加人数を記入する欄を追加
- ・ 様式第3号収支予算書 … 昨年度の補助金交付確定額を記入する欄を追加
- ・ 様式第7号事業報告書 … 事業に対する要望、自立に向けた計画、目的の達成について、内容を記入する欄を追加

(5) まちづくり1%システム審査委員会からの申請団体に対するメッセージを発信

- ・ 審査委員会では、申請団体の応援団として応募事業を一緒に考える姿勢でいるなどの内容を申請ガイドブックに追加する。

3 その他（実施事業に係る経費配分の申請について）

補助金の交付決定後、事情により経費の配分を変更する変更承認申請書の提出があり、補助目的に著しく変更をもたらすものではなく、事業を実施するうえで必要と認められる場合、市において変更を承認していることを審査委員会へ報告した。

（主な意見）

- ・ 審査委員会で合意した事業内容を基本に実施してもらわなければいけないため、著しく変更を加えるということはしてもらいたくない。
- ・ 審査委員会が出された意見に基づくものであればいいが、そうではない大幅な計画変更については、委員全員を招集することは難しいと思うため、委員の何人かで内容を審査するというか、精査するような内規を設けて対応をすべきではないかと思う。
- ・ 何人かの委員で精査することについては不公平を感じるため、委員全員に文書で情報提供するなどの対応をするほうがいいと思う。若しくは、委員長と副委員長に一任する方法がいいかもしれない。
- ・ 事業内容の変更については、審査する人によって判断が違い、数名の委員を集めることでは意味がないと思うため、委員全員で変更の承認を判断するか、審査の場で価値観を共有している市（事務局）の判断に任せるかのどちらかだと思う。
- ・ 委員全員を集めることまで求める必要はないと思うが、市の判断だけでいいのかどうかに疑問が残る。変更を承認する判断は、審査委員会に同席している事務局がしていかないといけない気もするが、もっと事例がいくつか出てくれば、方法がわかってくるかもしれない。
- ・ 採択事業の本質が何なのかに戻っていくと思う。変更の承認にも幅があり、最後まで事業を実施してもらいたいし、工夫することも大事なので、市だけで判断しにくいという場合に、委員に意見を聞くような方法があれば動きやすいかもしれない。